

○播磨町長期総合計画審議会設置条例

昭和51年 3 月29日 条例第11号

改正

平成17年 6 月 9 日 条例第19号

令和 3 年12月17日 条例第30号

播磨町長期総合計画審議会設置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 の規定に基づき、播磨町長期総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の役職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長、副会長を置き委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査の委託)

第 5 条 町長は、特に専門的な調査研究の必要がある事項について審議会の意見によりその一部を他の機関に委託することができる。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月15日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月8日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月9日条例第19号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日条例第30号）

この条例は、令和4年10月1日から施行する。